

第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言

令和元年 12 月 23 日

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会

目 次

<u>少子化の現状と展望</u>	1
<u>少子化対策における基本的な目標</u>	4
<u>基本的な考え方 ~新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ~</u>	
1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる	4
2 誰ひとり取り残すことなく、多様な子育て家庭のニーズに応える	5
3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める	6
4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる	7
5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する	7
<u>ライフステージの各段階における施策の方向性</u>	
1 結婚前	8
2 結婚	8
3 妊娠・出産	9
4 子育て	10
<u>施策の推進体制等</u>	
1 施策の検証・評価	12
2 推進体制	12
3 十分な少子化対策予算の確保	13
<u>結び</u>	13

少子化の現状と展望

< 深刻さを増す少子化の現状 >

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、まさに国難とも呼ぶべき状況にある。出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、一旦は1.45まで回復した合計特殊出生率もここ数年微減傾向にある。少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼす。時間的な猶予はない。今こそ結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化に真正面から立ち向かう時期に来ている。

< 我が国の出生・人口の推移 >

我が国の年間の出生数は、長期的に減少傾向が続いている。第2次ベビーブーム世代（いわゆる団塊ジュニア世代）が40代後半になる中、2018年の出生数は918,400人（過去最少、前年比27,746人減）となっている。

合計特殊出生率¹（以下「出生率」という。）は、今日まで40年以上にわたり人口置換水準²を下回る状況が続いている。2005年に過去最低の1.26を記録した後、2015年には1.45まで上昇したものの、2018年は1.42（前年比0.01ポイント低下）となっており、長期的な少子化の傾向が継続している。

出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の総人口は、2008年をピークに減少局面に入り、もはや短期間での反転は見込めない状況となっている³。

< 出生率低下の主な要因 >

出生率の低下の主な要因は、未婚化・晩婚化⁴と、有配偶出生率の低下⁵であり、特に未婚化・晩婚化（若い世代での未婚率の増加や、初婚年齢の上昇）

¹ 合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）は、ある1年において、15～49歳の各年齢の女性の出生率を合計したものであり、1人の女性について、それぞれの年齢ごとの出生率で出産すると仮定した場合、一生の間に生む子供の数に相当する。

² 人口規模が長期的に維持される水準。2017年は2.06。

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位（死亡中位）推計の結果に基づけば、前回推計（平成24年1月）結果と比較して人口減少の速度は緩和されたものの、総人口は、2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になるものと推計されている。

⁴ 年齢階級別未婚率、50歳時の未婚割合（45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均値）及び平均初婚年齢は、いずれも男女とも上昇傾向が続いている。未婚率（2015年）は、30～34歳では男性47.1%、女性34.6%、35～39歳では男性35.0%、女性23.9%となっている。50歳時の未婚割合（2015年）は、男性23.4%、女性14.1%となっている。平均初婚年齢（2018年）は、夫31.1歳、妻29.4歳となっている。

⁵ 夫婦の完結出生児数（結婚持続期間が15～19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子供数）は、1970年代以降2.2人前後で安定的に推移していたが、2000年代に減少傾向に転じ、2015年は過去最低の1.94人となった。

の影響が大きいと言われている⁶。

若い世代では、多くが結婚に対する希望を持っているが、「適当な相手にめぐり合わない」、「資金が足りない」などの理由で結婚の希望がかなえられていない状況にある。また、未婚者・既婚者のいずれにおいても、平均して2人程度の子供を持ちたいとの希望を持っているが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「これ以上、育児の負担に耐えられない」、「仕事に差し支える」といった理由で、希望がかなわない状況がある。

このように、少子化の問題は、出会いの機会の減少や経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。したがって、こうした希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に全力で取り組み、多くの人が家族を持つことや、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくる必要がある。

< 近年の政府の取組 >

政府では、個々人が結婚や子供についての希望を実現でき、安全かつ安心して子供を生み育てられる環境の整備に向けて、少子化社会対策基本法⁷及び少子化社会対策大綱⁸に基づき、少子化対策を総合的に推進してきた。

現行の少子化社会対策大綱の策定以降、少子化対策に関わる取組は大きく前進してきた。例えば、「ニッポン一億総活躍プラン」⁹において、経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かうため、一億総活躍社会の実現を目指すこととし、それに向けた目標の一つとして、一人でも多くの若者の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」¹⁰の実現を掲げ、保育の受け皿整備などに取り組むこととした。その後も、「子育て安心プラン」¹¹による保育の受け皿拡大、「新しい経済政策パッケージ」¹²による「人づくり革命」の一環としての幼児教育・保育の無償化及び真に経済的支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援並びに「子育て安心プラン」の前倒し、働き

⁶ 出生率の低下要因は、我が国では婚外出生が依然少ないため、結婚行動の変化（未婚化）と夫婦の出産行動の変化（有配偶出生率の低下）にほぼ分解され、前者の引き下げ効果は、後者の効果に比べてはるかに大きいとの指摘がある（岩澤美帆・金子隆一・佐藤龍三郎（2016）「ポスト人口転換期の出生動向」、佐藤龍三郎・金子隆一編著「ポスト人口転換期の日本」（人口学ライブラリー17）原書房を参照。）

⁷ 平成15年法律第133号

⁸ 平成27年3月20日閣議決定

⁹ 平成28年6月2日閣議決定

¹⁰ 若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」で把握した結婚や子供数の希望等を基に、一定の仮定に基づき算出すると、概ね1.8程度となるとされている。詳細については、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」<参考資料集>（平成26年12月27日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）における「国民希望出生率」を参照。

¹¹ 平成29年6月公表

¹² 平成29年12月8日閣議決定

方改革関連法¹³の施行による長時間労働の是正等に取り組んできた。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」¹⁴においても、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標の一つとして掲げ、少子化社会対策大綱と連携した総合的な少子化対策を推進するとともに、地方創生の観点から地域の実情に応じた少子化対策に取り組んできた。

さらに、「第4次男女共同参画基本計画」¹⁵に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組がより一層進むとともに、女性活躍推進法¹⁶に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策が着実に進んできたところである。

< 少子化社会対策大綱の見直しに当たって >

このように、少子化対策を不断に進めてきたにもかかわらず、依然として個々人の結婚や子供についての希望がかなえられていない状況があり、より一層の努力が必要である。

今般、少子化社会対策大綱を見直すにあたり、少子化をめぐる現状を今一度把握し、課題を明らかにした上で、これまでの施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえつつ、さらに強力に対策を推し進めるためには何が必要かということを一層整理し、施策を推進することが重要である。

また、長期的な少子化対策を実践していく際には、諸外国の取組に学ぶことも重要である。フランスやスウェーデンは、出生率が一時期 1.5～1.6 台まで低下したが、経済的支援を含む子育て支援策の充実や仕事と育児の両立支援策など、長期間にわたり継続的かつ総合的な取組を進めてきたことにより、2000 年代後半には 2.0 前後まで回復し、現在も比較的高い出生率を維持している¹⁷。また、日本同様、長期間出生率が低迷していたドイツでも、男女の家事育児負担の平等化と女性の職場復帰を促したことにより、近年出生率の回復が見られ始めている。こうした諸外国の取組を研究し、可能なものを取り入れながら、我が国の少子化対策を検討していくことも重要である。

少子化は今この瞬間も進行し続けており、少子化への対応は遅くなればなるほど、将来への影響が大きくなる。したがって、早急に取組を進めることが必要である。一方で、少子化対策は、その効果が表れるまでに長い時間を要す

¹³ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）

¹⁴ 平成 26 年 12 月 27 日閣議決定、平成 30 年 12 月 21 日改訂

¹⁵ 平成 27 年 12 月 25 日閣議決定

¹⁶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）。2019 年 5 月 29 日に、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等を内容とする改正法が成立した。

¹⁷ フランスでは、1990 年代以降、経済的支援に加え、保育の充実を図り、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備を強める方向で政策が進められた。それにより、1993 年に 1.66 まで低下した出生率は、2010 年に 2.02 まで回復し、2018 年は 1.87 となっている。スウェーデンでは、比較的早い時期から、経済的支援とあわせ、保育や育児休業制度といった両立支援の施策が進められてきた。それにより、直近では 1999 年に 1.50 まで低下した出生率は、2010 年に 1.98 まで回復し、2018 年は 1.75 となっている。

る。少子化の進行に歯止めをかけるため、長期的な展望に立って、総合的な少子化対策を大胆に進めていく必要がある。

少子化対策における基本的な目標

個々人の結婚や出産、子育てについての希望がかなえられていない状況を踏まえ、新たな少子化社会対策大綱においては、「希望出生率 1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、若い世代が希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とするべきである。

このため、結婚、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、多子世帯の負担軽減をはじめ、「希望出生率 1.8」の実現を阻む隘路の打破に取り組む。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する必要がある。

基本的な考え方 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

若い世代が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくり、「希望出生率 1.8」を実現するため、以下の基本的な考え方に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくべきである。

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

すべての結婚・子育て世代が、どのようなライフスタイルを選択しても将来にわたる展望を描けるよう、環境を整えていく必要がある。

若い世代の非正規雇用の未婚率は、特に男性で正規雇用に比べて顕著に高くなっており、雇用の安定や経済的基盤を確保することが重要である。

また、女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加している。女性活躍の推進、価値観の多様化などを背景に、子育てしながらキャリアアップを目指す女性や、家事・育児に関わりたいという男性も増えつつある。一方で、妻が正規雇用の世帯は全体の3分の1弱であり、家事・育児の負担については、就業形態や就業の有無に関わらず、依然として女性に偏っている。また、長時間労働をしている男性の割合は子育て世代で高い。

このため、家庭内における子育て等にかかる負担の軽減を図りつつ、結婚・

子育て世代の男女が、制度的な制約によりライフスタイルの選択の幅が狭められることのないよう、男女共にキャリアとライフイベント双方について展望を描ける環境を整備することが必要である。性別役割分業を前提とした働き方、暮らし方を見直すことにより、経済的基盤の安定を図り、ワーク・ライフ・バランスを確保し、多様なライフスタイルを可能にしていくことが重要である。就業形態や就業の有無に関わらず、結婚、妊娠・出産、子育てについて、男女が共に担うべき共通の課題にしていくことが必要である。

< 重点課題 >

- ・結婚を希望する者への支援（結婚支援、結婚新生活への支援など）
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備（育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実、保育の受け皿整備など）
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援（学び直し支援など）
- ・家庭内における子育て等にかかる負担の軽減、男性の家事・育児参画の促進
- ・働き方改革（長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など）と暮らし方改革（地域活動、学校・園関連の活動への多様で柔軟な参加の促進など）

2 誰ひとり取り残すことなく、多様な子育て家庭のニーズに応える

核家族化の進展、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。都市部への人口流入を背景に、自分の生まれ育った地域以外で子育てをする家庭も多い。

こうした状況の中で、子育てについての第一義的責任をもつ父母などの保護者が共に支え合いながら子育てを行うこと、そしてその家庭を社会全体でバックアップしていくことの必要性が、これまでになく高まっている。

子育て家庭における様々なニーズに対応するとともに、一人一人の子供が心身ともに健やかに育つことができるよう、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備する必要がある。

その際、在宅の子育て家庭、ひとり親家庭、低所得の子育て家庭、障害児や医療的ケア児のいる家庭、多子世帯、多胎児世帯などに配慮することが重要である。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことが重要である。

とりわけ、第3子以降を持ちたいとの希望に関しては、子育て、教育、住居など様々な面における経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因となっている。様々な面での負担の軽減策など、多子世帯に配慮する視点を持つことが重要である。

また、社会経済の構造的な変化を踏まえ税制を検討するに当たり、子育てやこれから家族を形成しようとする若い世代に重点的に配慮することが必要である。

行政の取組に加え、NPOや活力・意欲あるシニア層などの参画を促すことで、子育ての担い手の多様化を進め、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要である。

< 重点課題 >

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）の充実
- ・多子世帯に対する支援（住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置、教育費等、様々な面での負担の軽減など）
- ・在宅子育て家庭に対する支援（一時預かり、相談事業等の充実）
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（地方公共団体におけるより一層の取組の促進）
- ・子育ての担い手の多様化と家族における世代間での助け合い（NPOやシニア層などの参画促進による地域での子育て支援、三世同居・近居支援）

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

地域によって少子化の状況は大きく異なっており、その要因や課題にも地域差がある。また、結婚、妊娠・出産、子育ては、人々の暮らしそのものでもある。したがって、実効性のある少子化対策を進めるためには、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する必要がある。

加えて、少子化対策と地方創生は密接に関連していることから、地方創生と連携した取組を進めることが必要である。各地方公共団体において、制度横断的な観点から、地域特性の分析、地域の強みや課題の見える化を行うことを通じて、結婚・出産・子育てしやすい環境を整備することが必要である。あわせて、地域において女性や若者が活躍できる魅力的な雇用を創出するとともに、働きやすい環境を整備することにより、女性や若者の地元への定着や地方への移住を促進することが必要である。

< 重点課題 >

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援（地域少子化対策重点推進交付金等）
- ・「地域アプローチ」による少子化対策の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られることは、何よりも重要なことである。結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、行動に表れることで、当事者の抱える不安や負担が軽減され、社会に支えられているという実感を得られるようになる。また、これから結婚・子育てをしようとする若い世代が、結婚や子供を生き育てることに前向きなイメージを持てるようになる。

そのため、行政、地域、企業、NPO、様々な世代に属する人、メディア、教育機関など、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、社会全体で、若い世代の結婚の希望や子育てを応援する機運を高めていくことが重要である。結婚や子育てを通して人生が豊かになったと感じる人が増えるような社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こしていくことが重要である。

< 重点課題 >

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成（子育て応援パスポート、家族の日などの広報啓発活動等）
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設など外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する適切な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

結婚に向けたきめ細かい出会いの機会の提供や、子育て世帯の負担軽減・利便性向上等に向け、ICTやAIなどの科学技術の成果を含む新たなリソースを適切に活用することが重要である。その際、結婚は個人の自由な意思決定に基づくものである点、また、安全面や子供の健全な発育の観点等に十分留意し、システムと人的資源を有機的に組み合わせ、相乗効果を図ることが重要である。

< 重点課題 >

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進（AIを活用したシステムと相談員による相談を組み合わせた結婚支援、行政内部や保育現場における業務の効率化、母子保健関連データの関係者間での共有・活用、子育て関連手続きにかかる負担軽減など）

ライフステージの各段階における施策の方向性

1 結婚前

若い世代が将来を見通し、安心してキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備することが必要である。

< ライフプランニング >

若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、あらかじめ知っておくべき知識や情報を学び、乳幼児と触れ合う体験を含めライフプランについて考える機会を、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、様々な段階で提供していくことが必要である。

性別役割分業を前提とした働き方、暮らし方を見直し、仕事のみならず、結婚、妊娠・出産、子育てについても、男女が共に担うべき共通の課題にしていくことが必要である。

< 若い世代のライフイベントを応援する環境の整備 >

行政の取組に加えて、結婚、妊娠・出産、子育てに対する企業の理解や積極的な取組が必要である。若い年齢での結婚、妊娠・出産、子育てがキャリア形成の阻害要因にならないような環境整備に取り組むとともに、子育てしながらキャリアアップするロールモデルの提示、経営者・管理職の意識・行動改革などに取り組むことが必要である。

2 結婚

若い世代の結婚の希望が、希望する年齢でかなうような環境を整備することが必要である。

< 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援 >

出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援などの総合的な結婚支援に、地方公共団体と連携して取り組むことが必要である。その際、広域的な自治体間連携や、AIを活用したシステムと相談員による相談を組み合わせた結婚支援に取り組むことも必要である。もとより、結婚は個人の自由な意思決定に基づくものである点に十分留意し、取組を進めることが必要である。

< 経済的基盤の安定・経済的負担の軽減 >

経済的基盤の安定に向け、若者の就労支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を進め、若い世代の雇用の安定を図ることが必要である。また、

結婚資金や住居など、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減することで、結婚の後押しをすることも必要である。

< ライフプランを支える働き方改革 >

働き方改革は、結婚の希望をかなえる観点からも重要である。雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保することは、経済的基盤の安定につながる。また、長時間労働の是正や柔軟な働き方を進めることにより、若い世代が多様な活動に参加することが可能になり、結果として出会いの機会の増加につながる。

3 妊娠・出産

妊娠・出産に関する希望がかない、誰もが安心して妊娠期間を過ごし、出産することができる環境を整備することが必要である。

< 妊娠前からの支援 >

妊娠・出産等に関する医学的・科学的な知識を男女双方に提供することにより、子供を持つことを希望する方が適切に判断・行動できるよう支援することが必要である。将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を行うことも必要である。

男女問わず不妊に悩む方への支援に取り組むことが必要である。

< 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 >

子育て世代包括支援センターの整備の促進、産後ケアや産前・産後サポートの充実など、妊産婦に対し切れ目のない支援を行うことにより、地域で妊産婦を支えるための総合的な支援体制を構築し、利用者のニーズに応じて、地域において必要な支援を利用できるようにすることが重要である。このことは、児童虐待の発生予防の観点からも重要である。

男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親学級の週末開催の促進、時間単位の年次有給休暇制度の企業への導入促進等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援することが必要である。

予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む妊婦が必要な支援を受けられるよう、NPOなどとも連携しながら、取組を進めることが必要である。

< 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備 >

妊娠・出産に関する経済的負担の軽減、周産期医療の確保・充実、母子感染予防対策等に取り組むことが必要である。

正規雇用・非正規雇用にかかわらず、妊娠・出産したことを理由として不利益な取扱いやハラスメントを受けることなく、安心して就業継続できることが必要である。

4 子育て

仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さなど、子育ての希望の実現を阻む要因を一つ一つ取り除き、全ての子育て家庭が、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備することが必要である。

< 幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」 >

子ども・子育て支援新制度を着実に実施し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」に取り組むことが必要である。

待機児童の解消に向け、引き続き、保育の受け皿整備や保育人材の確保を行うとともに、諸外国の取組も参考にしながら、保育の質の確保・向上に取り組むことが必要である。また、放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び両事業の一体的な実施に取り組むとともに、地域住民等の参画を得て子供たちに多様な体験・活動の機会を提供することが必要である。

保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず、子育て家庭の多様なニーズに対応する、多様な保育・子育て支援を充実していくことが必要である。幅広いニーズが見込まれる一時預かり事業や病児保育事業、広く地域に開かれた施設である認定こども園や地域子育て支援拠点などにおける子育て支援の充実が必要である。あわせて、保育を希望する保護者がニーズにあった保育につながるよう、相談対応や情報提供等、保護者に寄り添った支援を行うことが必要である。また、子育て世代包括支援センターなどにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することが必要である。

< 幼児教育・保育の無償化、低所得者世帯に対する高等教育の修学支援 >

子育てや教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化、低所得者世帯に対する高等教育の修学支援を着実に実施することが必要である。

< 仕事と子育てを両立するための働き方改革 >

男女が共により柔軟な働き方で、子育てしながらキャリアを築けるよう、働き方改革を推進し、長時間労働を是正するとともに、一人一人の実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることが必要である。仕事と家庭生活の両立に資する観点から転勤制度の在り方などを見直すとともに、雇用類似の働き方の者や非正規雇用労働者が安心して働けるよう配慮することが必要である。

< 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進 >

女性のみならず男性も仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、引き続き、育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実を図ることが必要である。雇用形態にかかわらず、産前産後休業・育児休業を取得しやすくすることが必要である。また、希望する女性が妊娠・出産後も継続して就業できるよう支援するとともに、出産・育児のため一旦退職し、再就職を希望する女性への再就職支援や、地域活動への参画支援を行うことが必要である。

< 家庭内における子育て等にかかる負担の軽減、男性の家事・育児参画の促進 >

家庭内における子育て等にかかる負担の軽減を図る。長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革を促すことなどにより、男性の家事・育児参画を促進することが必要である。また、男性の育児休業の取得促進に向けて取り組むとともに、育児休業の分割など、弾力的な育児休業制度について検討することが必要である。就業形態や就業の有無に関わらず、家事・育児を男女が共に担うべき共通の課題にしていくことが必要である。

< 子育ての担い手の多様化 >

NPOや活力・意欲あるシニア層などの参画を促すことで、子育ての担い手の多様化を進め、地域全体で子育てを支えていくことが必要である。支援を求めている側と支援を提供する側をつなぐ取組を進めることが必要である。

< 多子世帯への配慮 >

第3子以降を持ちたいとの希望に関しては、子育て、教育、住居など様々な面における経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因となっている。様々な面での負担の軽減策など、多子世帯に配慮する視点を持つことが重要である。

< 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり >

子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することが必要である。子育てに寄り添い、子供の豊かな成長を支えるまちづくりを進めていくことが必要である。その際、空き地・空き家を活用する視点も重要である。

< 子供が健康で、安全かつ安心して育つ環境の整備 >

小児医療の充実や地域の安全を向上させる取組により、子供が健康で、安全かつ安心して育つ環境を整備することが必要である。

< ひとり親家庭等への支援 >

ひとり親家庭など様々な家庭・子供への支援を推進するとともに、児童虐待の防止や社会的養護の充実を図ることが必要である。

< 機運の醸成 >

行政、地域、企業、NPO、様々な世代に属する人、メディア、教育機関など、社会を構成する多様な主体が、それぞれの立場で、やさしいまなざしで子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で子育て応援の機運を盛り上げる事が重要である。

< ICTやAI等の適切な活用 >

子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用を促進し、子育て世帯の負担軽減・利便性向上等に取り組むことが重要である。

施策の推進体制等

1 施策の検証・評価

新たな少子化社会対策大綱に盛り込まれる施策について、その効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回していくことが必要である。

今後5年間を目処として、新たな少子化社会対策大綱に盛り込まれる施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップすることが必要である。数値目標の設定に当たっては、目指すべき成果を可能な限り定量的かつ客観的に示すとともに、実態を踏まえることに留意することが必要である。

施策の進捗状況とその効果等を検証・評価し、施策の効果的な推進につなげることが必要である。検証・評価に当たっては、より適切に実態を捉えるため例えば雇用形態別、就業形態別、地域別などで現状を把握・分析するとともに、目指すべき成果に照らした定性的な評価も踏まえることが必要である。あわせて、政府全体として、有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価するための体制を構築することが必要である。

少子化に関する調査研究や事例収集等を通じて、少子化の状況、施策の実施状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行うことが必要である。

2 推進体制

少子化対策を総合的に推進するため、少子化社会対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって少子化対策に取り組むことが必要である。あわせて、新たな少子化社会対策大綱の推進に当たり、内閣府子ども・子育て本部が司令塔となって、関係省庁の連携・推進体制の強化を図

ることが必要である。

少子化対策の推進に当たっては、まち・ひと・しごと創生など、少子化対策と関連の深い政策分野との連携に留意する必要がある。

3 十分な少子化対策予算の確保

我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、少子化社会対策基本法が施行された2003年以降、児童手当の段階的拡充や、保育の受け皿拡大により、徐々に増加してきたが、2017年度で1.58%であり、フランス(2015年度2.93%)やスウェーデン(2015年度3.54%)などの欧州諸国と比べて低水準となっている。

今般の消費税の引き上げにより確保した二兆円規模の恒久財源を子供や子育て世代に大胆に投資し、幼児教育・保育の無償化のほか、待機児童の解消、真に経済的支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援などに取り組むこととしている。

他方、国民負担率などの違いもあり単純に比較はできないものの、子供を生き、育てやすい日本へと、大きく転換するためには、出生率の回復を実現した諸外国の取組も参考にしながら、今行っている政策の効果を検証しつつ、長期的な少子化対策を行う上で必要な安定財源により十分な少子化対策予算を確保し、現金給付と現物給付をバランスよく組み合わせた効果的な少子化対策に、緊急性、重要性の高いことから着手する必要がある。

もとより、少子化対策はその効果が表れるまでに長い時間を要するため、長期的な展望に立ち、世代を超えて粘り強く取組を進めていく必要がある。現世代による真摯な議論・取組が、次世代にも引き継がれて前進するよう、継続的に議論を行っていくことが重要である。

結び

本提言の内容は、現在の施策の延長上にあるものから、新たな財源確保や制度改正等を要するものまで、多岐にわたる。国難とも呼ぶべき少子化に真正面から立ち向かうため、政府においては、本提言を踏まえて新たな少子化社会対策大綱を策定し、できることから早急に取り組むとともに、さらに大胆に少子化対策を推し進めるための方策の検討や、安定的な財源確保、制度改正等の環境整備に引き続き取り組むことを期待する。

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会 名簿

< 委員 >

阿部 正浩	中央大学経済学部教授
井崎 義治	流山市長
石蔵 文信	大阪大学大学院人間科学研究科未来共創センター招へい教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学学長
奥山 千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
榊原 智子	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
新谷 英子	カルビー（株）人事総務本部ヘルスケア委員会委員長
筒井 淳也	立命館大学産業社会学部教授
羽生 祥子	日経 DUAL 創刊編集長（日経 xwoman 編集長）
村岡 嗣政	山口県知事（全国知事会）

【 :座長 :座長代理】

【五十音順、敬称略、役職は平成31年2月1日現在】

第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会 開催実績

第1回：平成31年3月4日（月）

- （1）会議の運営について
- （2）少子化の現状及び取組について

第2回：令和元年5月10日（金）

- （1）働き方改革、男性の家事・育児参画の促進について
- （2）子育ての担い手の多様化

第3回：令和元年7月9日（火）

- （1）子育てに優しい社会的機運の醸成
- （2）地域の実情に応じた少子化対策について

第4回：令和元年9月11日（水）

- （1）若者の結婚に関する希望とその実現のための支援
- （2）妊娠・出産支援
- （3）ライフプランニング

第5回：令和元年10月15日（火）

- （1）子育て支援、各種負担の軽減について
- （2）子育ての分野におけるテクノロジーの活用について

第6回：令和元年11月29日（金）

- （1）施策の検証・評価について
- （2）第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）骨子について

第7回：令和元年12月13日（金）

- （1）第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）について